2015年11月 No.131

40

さくら税理士法人 さくら社会保険労務士法人 ㈱さくらビジネスサービス 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

人の一生は自転車操業!

「生きてゆくのに安心はない。ペダルを漕ぎつづければ倒れないですむ。それを忘れた時、人は倒れる。」 直木賞作家山本一力の講演。苦闘の人生体験と共に語られた言葉。「胸にストンと落ちる!感じがあった。



個人番号カードについて

10 月中旬から各世帯宛にマイナンバーの「通知カード」が届いていますが、さらに平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を 受けることができます。

通知カードの様式について









個人番号カードの様式について

【おもて面】

【うら面】

【おもて面】

【うら面】 (総務省 HP より)

「通知カード」は、国民一人ひとりに付番される個人番号の通知を行うことを目的としていますが、「個人番号カード」は、顔写真や個 人を識別するIC チップの付いた公的な身分証明書として活用できるものです。

「個人番号カード」の交付を受けるには、「通知カード」と同封されて送られてくる「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記載し、 返信用封筒に入れ郵送で申請を行うか、インターネットにより申請を行ないます。交付手数料については、当面の間無料となるようで

「個人番号カード」の交付を受ける際に「通知カード」が必要となるほか、個人番号は不必要に他者に提供することが禁止されている ので、届いた「通知カード」は大切に保管する必要があります。

(大寺)

11月の税務

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分) 納期限…11月30日
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付 納期限…11月30日
- 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11月16日
- 個人事業税の納付(第2期分) 納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
- 5 10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…11月10日
- 9月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法 人事業所税):法人住民税> 申告期限…11月30日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> 申告期限…11月30日

.

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費 8 税>

- 申告期限…11月30日
- 3月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人 9 住民税 > (半期分)
 - 申告期限…11月30日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3 10 月ごとの中間申告く消費税・地方消費税>
 - 申告期限…11月30日
- 消費税の年税額が4.800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者 11 の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分) <消費税・地方消費税> 申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日~17日

- 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円 10 H 未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出 (年金事務所·公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※年金週間(6日~12日) 年金の日(11月30日) わんきん月間 建設雇用改善推進月間 職業能力開発促進月間 労働保険適用促進月間



☆★☆ 事業主の皆さまへ ★☆★

9

~平成27年10月に改正する適用事務のお知らせ~

平成 27 年 10 月に被用者年金一元化法が施行されることに伴い、健康保険・厚生年金保険の適用事務が変更になります。

- 昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い
- ▶ 平成 27 年 10 月 1 日以降、70 歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた方についても賃金と年金額に応じた在職支給停止の対象となり、70 歳以上被用者該当届の提出が必要となります。
- ▶ 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる70歳以上被用者該当届については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載した上で、該当年月日を平成27年10月1日としてご提出ください。

(西谷)

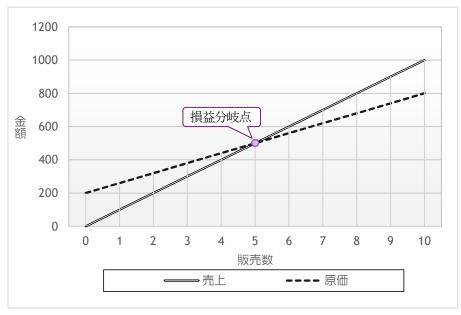
◎ 原価計算と管理会計について⑦ ~CVP分析③~ ◎

会計制度

今回は、損益分岐点について解説いたします。

損益分岐点とは、利益がちょうどゼロとなる売上高を言います。この損益分岐点については、グラフ化することでイメージをつかみやすくなります。

そこで、簡単な事例で損益分岐点をグラフ化してみます。 (販売単価100円、変動費60円、固定費200円とする)



上記グラフは、実線が売上高、点線が原価を示しています。売上高が1個の場合、原価が売上高を上回っているため赤字です。販売数5個のときに売上と原価の線が交わりあいます。ここが損益分岐点となり、販売数が5個を超えると売上高が原価を上回る、すなわち黒字となることが分かります。

また、CVP分析では、現在の売上がどの程度減っても利益を得られるかを示す「安全余裕率」という指標を用いて安全性を検討することがあります。例えば、現在の売上が800円(8個売れている)とすると、安全余裕率は次のように求められます。

安全余裕率=(売上高-損益分岐点売上高)÷売上高=(800-500)÷800=37.5%

上記例では、売上高が 37.5%減少するまでは利益が獲得できるということが分かりました。この上で、例えば前期比較や他社との比較を行い、その企業がどの程度の売上減少に耐えられるかを検討することなどに利用されます。

(孝志洋)

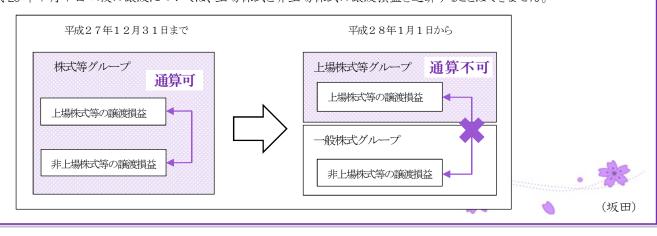
◎ 上場株と非上場株との損益通算が不可に ◎



平成 27 年中は、上場株式の譲渡でも非上場株式の譲渡でも同じ「株式等に係る譲渡所得」(分離課税)となり、損益通算が可能です。例えば長年経営した自社の株式を事業承継で他人に譲り、株価の値上がりにより所得税、住民税が発生する場合に、同じ年に含み損のある上場株式を売却することでその損益が相殺され所得税、住民税の節税をすることができます。

しかし、平成28年1月1日からは個人の所得税の計算上、上場株式と非上場株式が別のグループに分類され、別々に所得税、住民税を計算することになります。

よって、平成28年1月1日以後の譲渡については、上場株式と非上場株式の譲渡損益を通算することはできません。



◎ 建設業許可を受けるための5大要件④-2 ◎

建設係

今回は4つ目の要件の「請負契約を履行するに足りる財産的基礎を有していること」について財産的基礎の具体例を記載しておきます。

《一般建設業の許可を受ける場合》

次のいずれかに該当すること。

- (イ) 自己資本の額が500万円以上であること。
- (ロ)500万円以上の資金を調達する能力を有すること。
- (ハ)許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

《特定建設業の許可を受ける場合》

次のすべてに該当すること。

- (イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- (ロ)流動比率が75%以上であること。
- (ハ) 資本金の額が2000万円以上であり、かつ自己資本の額が4000万円以上であること。

(天羽)

◎ 企業におけるリスクマネジメント(危機管理)② ◎

小スマネ委員会

多くの企業では、リスクに対して無防備です。

企業リスクが発生する原因

- 経営者がリスクの存在を認識していない。
- リスクをコストとして認識していない。
- 安全を人的依存にすりかえている。
- 天災による被害、損失は人間の責任の範囲外の出来事という認識が強い。
- 危機管理マニュアルの未整備である。

企業リスクが発生する要因

- ・企業に内在するリスクの予見と分析がない。
- 経営者の判断ミスにおけるリスクがある。
- 新規事業進出、事業規模拡大の失敗。
- 特許侵害、訴訟問題による損失。
- 経営者及び管理責任者の事故や病気による企業のリスク。

こうしたリスクにかかわる意識や対応の欠如は、万が一リスクが発生した際には、企業の存続すら危ういものにします。 こういった事態を防ぐためにも、リスクマネジメントが求められています。

(さくらビジネス)

◎ 現物給与 ◎

「給与・賃金」は通常、従業員には金銭で支給されます。しかし金銭以外に給与となるものがあります。それが現物給与です。現物給与は、給与とみなされるため、源泉徴収の対象になります。色々なケースがあり、取扱には注意が必要です。

特に病医院で発生する可能性がある現物給与について、主なものは以下のものです。

	課税扱い(現物給与)	非課税扱い
貸与を受ける家屋等	住宅を従業員に無償または安い値段で 貸す場合は、賃借料相当額と従業員か ら徴収している賃借料との差額。	①賃借料相当額の50%以上を徴収。 ②勤務時間以外において勤務を要することが多く、業務上、勤務場所の近くに居住する必要がある場合に、無償で社宅等を貸与。(非課税とされるためには、頻繁に呼び出しを受けて働いていることを証する書類《当直日誌など》を保存しておく必要あり。)
診療報酬の値引	院長等の特定の者のみ医療費を免除しているような場合は、その経済的利益はその者に対する賞与。	従業員全員に対して仕入価格以上かつ 診療報酬の30%未満の値引。
食事代等の補助 (さくら通信 平成 25 年8月号参照)	食事の価格からその支給を受けた者が 負担した金額を控除した金額が月額 3,500円を超える場合には、事業所の負 担額全額。	①勤務時間外の宿日直又は残業した医師又は看護師等に対し、時間外勤務をすることにより支給する食事。 ②勤務時間内において支給される食事については、その支給を受ける者がその価額の半額以上を負担。

(後藤)

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いいたします。



『一日公庫』 i m s < 与税理品法人のご案内

◆開催日時:平成27年 11月16日(月)10:00~16:00 この度日本政策金融公庫と連携し、当事務所にて、上記の日程で「一日公庫」を開催いたします。

※詳しい内容につきましては、同封の案内状をご覧ください。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、		
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。		

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止してがます。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づ、で損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人 さくら社会保険労務士法人 (株)さくらビジネスサービス 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号 ホームページアドレス: http://www.skr39.co.jp/ Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556 FAX: 088-654-1181

